
令和2年度第2回練馬区居住支援協議会議事要旨

[日 時]

令和3年3月22日(月) 10時00分から11時00分まで

[会 場]

練馬区役所本庁舎地下 多目的会議室

[出席者]

(会長) 都市整備部長

(副会長) 金沢委員、長尾委員、福祉部長、高齢施策担当部長

(委員) 谷口委員、加藤晃一委員、青木委員、加藤均委員、丹羽委員、
沖山委員、河島委員、佐藤委員、益子委員、原委員、
障害者施策推進課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、
環境課長、住宅課長

(事務局) 住宅課管理係職員

[傍聴者]

0名

[案 件]

- 1 住まい確保支援事業実績報告 【資料1】
 - 2 居住支援法人との連携(試行)状況について 【資料2】
 - 3 住まい確保支援事業の充実について 【資料3】
-
- 1 住まい確保支援事業実績報告について

【事務局】(資料1の説明)

【A委員】

前年度実績のほうが成約数が多い。このことをどのように捉えているか。

【住宅課長】

前年度は事業開始ということで様々な周知を行った。一方、今年度は前年度より問い合わせは多い。今後とも周知の徹底を図っていく。

【A委員】

前年度の成約が5件で、今年度が4件。成約に至らない方が増えていくように思うが、その点はいかが。

【住宅課長】

前年度申し込み者のうち、半数強は何らかの手段により転居につながっており、成約に至らなかった申込者の全てが翌年度も住まい探しを続けるわけではない。

【A委員】

前年度から引き続き申し込みをされている方はどの程度いるのか。

【都市整備部長】

継続して探している方は限定的だと考えている。

【B委員】

問い合わせは本人が多いのか。それともケアマネジャーなどが多いのか。

【住宅課長】

7割は本人からの相談で、2～3割はケアマネジャーや地域包括支援センターなどからの問い合わせである。

【B委員】

転居理由の4割を占める「その他」の内訳を教えてほしい。

【住宅課長】

次回、複数ある事由についてはお示ししたい。

【C委員】

申込者は高齢者単身世帯が多い。練馬区の高齢者世帯およびひとり親世帯の数を教えてほしい。

【高齢者支援課長】

高齢者世帯約16万人、そのうち約5万4千人が単身世帯である。

【生活福祉課長】

ひとり親世帯は平成28年度調査で約6～7千人である。

【C委員】

どの地域にどのくらい分布しているのか。今後明らかにしてほしい。

【事務局】

次回以降改めてお示ししたい。

2 居住支援法人との連携（試行）状況について

3 住まい確保支援事業の充実について

【住宅課長】

（資料2・資料3の説明）

【都市整備部長】

試行としての取り組みを来年度から制度化して事業を進めていく。

【D委員】

地域包括支援センターから居住支援法人に直接住まい探しの支援を依頼することがある。住まい確保支援事業との切り分けはどのように捉えれば良いのか。

【住宅課長】

今後整理してお示しする。

【都市整備部長】

本制度利用が必須ではない。要件に該当する世帯は区の委託事業で支援することになる。

【E委員】

伴走型支援は「家賃が高いから」という理由は対象となるか。

【住宅課長】

一人で不動産店に行くことができない方を支援するのが事業の趣旨であるので、対象者としての要件を満たせば対象になる。

【C委員】

「随伴」という言葉の方が今回の事業の名前に適切ではないかと感じた。

【住宅課長】

思いは同じくするもの。多くの方々への分かりやすさを重視した。

【B委員】

委託費用は年間どのくらいか。

【住宅課長】

366万7千円を令和3年度予算に計上した。支援の段階ごとの支払いを考えている。入居申込につながるまでの段階、賃貸借契約をする段階、入居後の支援という段階と考えている。詳細については次回お話ししたい。

【A委員】

試行において障害者の成約が0人。この分析はどうか。

【住宅課長】

「高齢＋障害」の成約は3件。3件中1件は居住支援法人が支援して契約に至った精神障害のある方である。

【F委員】

今後、急を要するケース、各相談機関から居住支援法人に直接依頼するケース、住宅課に協議するケースなどが出てくる。その場合はどのように切り分けて考えればよいか。

【住宅課長】

事業の実施と並行して整理していく。必要に応じ住宅課に相談していただきたい。

【F委員】

居住支援法人側から住宅課の事業につなぐといった流れも想定しているのか。

【住宅課長】

事業の実施と並行して整理する。

【都市整備部長】

現在、各委員が支援を依頼している居住支援法人があれば教えていただきたい。

【F委員】

区内の2～3法人が中心である。

【都市整備部長】

現在、事業者選定を行っている。事業者が決定した段階で委託先の居住支援法人の名称をお伝えしたい。

【G委員】

何社の事業者に委託するのか。複数の居住支援法人に委託することが望ましい。

【都市整備部長】

委託契約上は1団体になる。居住支援法人間でどのような連携があり得るのかという点は提案を聞いてみたいと考えている。一方で、伴走型支援の対象者は限定的な面があるため、情報提供事業も引き続き実施していく。

その他

【C委員】

介護の現場に住まい探しの支援を必要とする人がいると考える。介護事業所に対する住まい確保支援事業の周知を徹底していただきたい。

【福祉部長】

事務局と連携しながら周知を進めていく。

【A委員】

高齢者入居を可とする物件情報を区のホームページに掲載してほしい。

【住宅課長】

区ホームページにセーフティネット住宅情報提供システムのリンクを掲載している。また、新しいチラシも作成中であるため、さらにセーフティネット住宅の周知を強化していく。

【事務局】

今回は7月下旬を予定しています。

【都市整備部長】

本日はどうもありがとうございました。

(了)